

定年延長について



企画室
佐藤
部長
努

社内文書でも通達致しましたが、2021年4月より定年を現在の60歳から65歳へ引き上げます。

改正の理由は、段階を追って引き上げられてきた厚生年金の受給開始年齢が来年の4月2日以降60歳を迎える方より65歳となるからです。もっと平たく言えば来年4月以降に60歳を迎える方は65歳まで年金を一銭も貰えないということです。

改正することにより従業員が65歳の年金受給開始年齢まで活力を持って安心し安定した生活を送ることが出来ると思います。

昨年のある資料によりますと全国で定年延長を行っている企業は全体の17%、この数字の中には61歳や62歳まで延長する企業も含まれますので65歳まで延長する企業となるとパーセンテージは更に下がると思われます。国家公務員の定年が65歳となるのは段階を踏んで2030年の予定です。

上記内容より当社は、他社よりも早い段階で65歳までの定年延長を実施することができたと思います。

今回の改正のポイントを別表に纏めてみましたが、今後も企画室として社員の皆さんにとって更に公平で働きやすく働き甲斐のある魅力ある会社となるよう提案並びに改革に取り組んでまいりたいと思います。

■ 定年延長改正のポイント

	定年60歳(現在)	定年65歳(2021/4~)
定年時期	60歳誕生日の翌日	65歳の年度末(3月31日)
役職定年(新設)	—————	管理職のみ適用。60歳の年度末まで役職定年後は専任部長・専任課長
収入	継続雇用により定年前の手取りベースで75%	毎年年齢給約3000円程度減(月額) 管理職は役職手当差額分(1~2万円)
退職金	60歳までの累計ポイントに依る	65歳までの累計ポイントとなるため 退職金増

※2021年4月時点で、60~65歳の再雇用による嘱託社員は正社員に復帰いたします。
また65歳の定年時60~65歳までの5年分の退職金を精算いたします。